

特定医療費等受給者証更新事務等委託業務プロポーザル審査要領

特定医療費等受給者証更新事務等委託業務に係るプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 特定医療費等受給者証更新事務等委託業務公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを適正に作成して提出した参加者

2 審査の項目及び点数

総合得点は100点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 業務の理解度 | (5点) |
| (2) 実施体制 | (15点) |
| (3) 計画性及び事業の進め方 | (25点) |
| (4) 業務従事者の質の確保 | (10点) |
| (5) 連絡体制 | (10点) |
| (6) 個人情報の取り扱い | (15点) |
| (7) 業務実績 | (10点) |
| (8) 見積 | (10点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時・場所

令和7年3月26日（水）13時30分～（予定）

（場所）高知県庁本庁舎 地下第3・4会議室

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社30分以内、質疑応答10分以内の計40分以内とします。

イ 順番は、参加申込書の受付順とします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了した時には、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を決定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点の6割未満又は各審査項目（「8 見積」を除く。）で5割未満の項目が一つでもある場合は、候補者又は次点者として選定しません。

別紙 審査基準

番号	審査の項目	審査の視点	配点
1	業務の理解度	・本業務の背景・目的を適切に理解した提案となっているか。	5点
2	実施体制	・業務遂行のための十分な組織・人員が確保されているか。 ・事業を運営管理する際の管理体制・実勢体制は適切なものとなっているか。	15点
3	計画性及び事業の進め方	・具体的な業務フロー、実施スケジュールが示されているか。 ・委託業務の遂行に当たっての障害や事故発生時を想定し、これを避ける又は被害等を最小限に止めることを目的とした計画が示されているか。 ・受給者や家族等からの問い合わせに適切に対応し、委託元への報告や相談等が正確かつ効率的に遂行できる工夫がされているか。	25点
4	業務従事者の質の確保	・業務マニュアルの作成や研修の実施など、業務従事者の資質向上のための効果的な取り組みが示されているか。	10点
5	連絡体制	・県との連絡体制及び受託者内の情報共有の方法が適切なものとなっているか。 ・緊急時の対応方法は迅速かつ適切なものとなっているか。	10点
6	個人情報の取り扱い	・個人情報を適切に取り扱うための体制を整えているか。 ・個人情報の保護に対する考え方・ルール・手順が明確なものとなっているか。	15点
7	業務実績	・類似業務における十分な実績があるか。	10点
8	見積	・見積金額は限度額以下であり、積算内訳が明確に示されているか。 ・提案内容に要する経費が適正に見積もられているか。	10点
		合計	100点